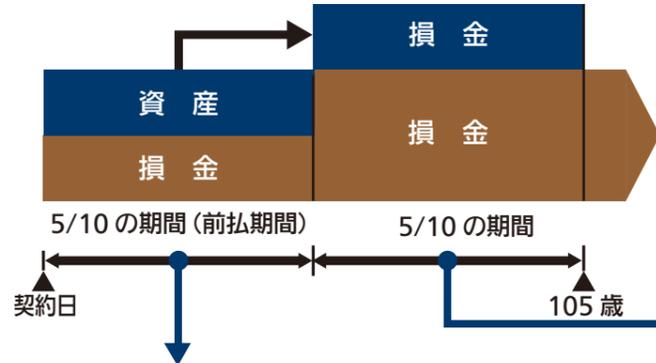


保険料の経理処理について

終身がん保険の保険料は、税務上、下記の取扱いとなります。(関係法令：平成24年4月27日 課法2-5、課審5-6)

● 契約の形態 契約者：法人 被保険者：役員・従業員 給付金・保険金受取人：法人



加入時の年齢から105歳までの期間を計算上の保険期間として、その保険期間の前半5割(前払期間)と残り5割のそれぞれの期間に応じた経理処理を行います。
※実際の保険期間、保険料払込期間は終身となります。

ご注意 税務に関する記載の内容につきましては2018年10月現在の税制に基づくものであり、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務、会計処理につきましては、所轄の税務署・税理士等の専門家へご相談ください。

● 保険期間の前半5割に相当する期間(前払期間)
保険料の1/2を生命保険料として損金計上、1/2を前払保険料として資産計上します。

借方	貸方
生命保険料(損失の発生)	現金・預金(資産の減少)
前払保険料(資産の増加)	

※前払期間に1年末満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた期間を前払期間とします。

● 保険期間の残り5割に相当する期間
保険料全額を損金計上し、前払期間で資産として計上した前払保険料累計額を105歳までの期間、残余保険期間の経過に応じて均等に取り崩し、損金計上します。

<毎回の保険料>

借方	貸方
生命保険料(損失の発生)	現金・預金(資産の減少)

<資産計上した前払保険料の取り崩し分>

借方	貸方
生命保険料(損失の発生)	前払保険料(資産の減少)

お申込みに際しましては、必ず「契約概要」「重要事項のお知らせ(注意喚起情報を含む)」「ご契約のしおり・約款」を合わせてご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読の上、ご契約後は大切に保管してください。

■ 生命保険契約者保護機構について

保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構	TEL 03-3286-2820 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時 ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/
-------------	---

■ 生命保険募集人について

生命保険募集人は、お客さまとニッセイ・ウェルス生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込に対してニッセイ・ウェルス生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。なお、生命保険募集人の身分、権限などに関しまして確認をご希望の場合は、下記カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

■ お問い合わせについて

ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター

商品内容に関するご質問、契約内容のご照会、各種変更のご請求に関するお問い合わせは、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

0120-817-024 受付時間/平日(月～金曜)午前9:00～午後5:00(土・日曜、祝日は除きます)
※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。

[募集代理店]

[引受保険会社]

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1

www.nw-life.co.jp

終身がん保険

終身がん保険の特徴

- Point 1** **がんに対する幅広い保障があります。**
がんの診断確定時から、がんによる入院・手術・退院後療養、死亡まで一生にわたって保障します*1。
- Point 2** **さまざまな資金ニーズに対応できます。**
 ・給付金・保険金は、見舞金・死亡退職金・弔慰金の財源としてご活用いただけます。
 ・解約時には解約払戻金*2 がお受取りいただけますので、生存退職金の財源としてもご活用いただけます。
 ・急な資金がご入用のときは、ご契約を継続したまま、契約者貸付をご利用いただけます。
- Point 3** **保険料の1/2を損金扱いとすることが可能です。**
法人契約としてご契約いただいた場合、一定要件のもと保険料の1/2を損金扱いとすることが可能です。
- Point 4** **所定の告知書による告知のみでご加入いただけます*3。**

ご注意

- *1 対象となる「がん」とは、主契約の約款の「別表1」にあらかじめ定められている悪性新生物および上皮内新生物となります。また、給付金・保険金のお支払事由については「契約概要」をご覧ください。
- *2 ご契約を解約し解約払戻金を受取られた場合、以後の保障はなくなります。
- *3 告知の内容によってはご契約いただけない場合もあります。

保障内容 がん入院給付金日額 60,000 円の場合の例

給付の内容	ご契約プラン		
	A300型	A100型	B型
はじめてがんと診断されたとき 保険期間を通じ1回限り がん診断給付金	1,800万円 (がん入院給付金日額の300倍)	600万円 (がん入院給付金日額の100倍)	がん診断給付金は ありません。
がんの治療のため入院したとき がん入院給付金	入院1回につき日額 60,000円 × 入院日数		支払日数は 無制限
がんで手術したとき がん手術給付金	手術1回につき 120万円 (がん入院給付金日額の20倍)		
がんで入院され退院したとき がん在宅療養給付金	退院1回につき 180万円 (がん入院給付金日額の30倍)		
がんにより死亡・高度障害状態になったとき がん死亡保険金 がん高度障害保険金	6,000万円 (がん入院給付金日額の1,000倍)		

※被保険者が入院中に、責任開始日以後がんと診断確定された場合には、診断確定された日を入院の開始日とみなしてがん入院給付金をお支払いします。

※がん入院給付金日額は、10,000円から60,000円までの範囲でご選択いただけます(単位は1,000円)。

※がん以外の事由により死亡したときは、このご契約の責任準備金をご契約者にお支払いします。

ご注意

- ・給付金・保険金のお支払事由・制限事項については、「契約概要」をご覧ください。
- ・がんに対する保障は、保険期間の始期(契約日)からその日を含めて90日(待ち期間)を経過した日の翌日(責任開始日)から始まります。

ご契約について

契約形態(新契約)	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者：法人 ・被保険者：役員・従業員 ・死亡保険金受取人：法人 ・その他の給付金・保険金等の受取人：法人(法人契約の特則による) 		
ご契約年齢 (被保険者の満年齢)	25歳～70歳	保険期間・ 保険料払込期間	終身
がん入院給付金日額	10,000円～60,000円(1,000円単位) 同一被保険者で、ニッセイ・ウェルス生命の他の医療保険・入院特約等のご契約がある場合には、入院給付金日額と通算して60,000円を限度とします。		
保険料払込方法	年払・半年払・月払	保険料払込経路	<ul style="list-style-type: none"> ・送金扱 ・口座振替扱
がん入院給付金日額の減額	がん入院給付金日額1,000円単位での減額をお取扱いいたします。 ・減額後の最低がん入院給付金日額は、5,000円となります。		

ご契約例

■ 役員 1 名様の場合

ご契約例 ご契約者：法人 / 被保険者：役員(45歳、男性) / 給付金・保険金受取人：法人 / 保険期間・保険料払込期間：終身 / 保険料払込方法：年払 / がん入院給付金日額：60,000円

ご契約プラン	A300型	A100型	B型
年払保険料	3,290,040円	2,770,860円	2,521,200円

▼ご契約の推移例(B型の場合)

(単位：円)

保険年度	年齢*	払込保険料累計額 A	解約払戻金額 B	単純払戻率(B/A)	損金算入額	損金算入額累計	資産計上額累計
1	45歳	2,521,200	1,158,780	45.9%	1,260,600	1,260,600	1,260,600
2	46歳	5,042,400	3,543,240	70.2%	1,260,600	2,521,200	2,521,200
3	47歳	7,563,600	5,918,880	78.2%	1,260,600	3,781,800	3,781,800
4	48歳	10,084,800	8,277,900	82.0%	1,260,600	5,042,400	5,042,400
5	49歳	12,606,000	10,620,060	84.2%	1,260,600	6,303,000	6,303,000
6	50歳	15,127,200	12,945,420	85.5%	1,260,600	7,563,600	7,563,600
7	51歳	17,648,400	15,253,500	86.4%	1,260,600	8,824,200	8,824,200
8	52歳	20,169,600	17,544,540	86.9%	1,260,600	10,084,800	10,084,800
9	53歳	22,690,800	19,814,520	87.3%	1,260,600	11,345,400	11,345,400
10	54歳	25,212,000	22,064,160	87.5%	1,260,600	12,606,000	12,606,000
15	59歳	37,818,000	32,371,200	85.5%	1,260,600	18,909,000	18,909,000
20	64歳	50,424,000	42,070,860	83.4%	1,260,600	25,212,000	25,212,000
25	69歳	63,030,000	51,132,480	81.1%	1,260,600	31,515,000	31,515,000
30	74歳	75,636,000	58,657,740	77.5%	1,260,600	37,818,000	37,818,000

* 被保険者の満年齢 ※上記の解約払戻金額は、各保険年度の最終日(年単位の契約応当日前日)を基準に計算しています。

■ 従業員 20 名様の場合

ご契約例 ご契約者：法人 / 被保険者：従業員(35歳、男性10名、女性10名) / 給付金・保険金受取人：法人 / 保険期間・保険料払込期間：終身 / 保険料払込方法：年払 / がん入院給付金日額：10,000円

ご契約プラン	A300型	A100型	B型
年払保険料	8,155,500円	6,907,200円	6,302,000円

▼ご契約の推移例(B型の場合)

(単位：円)

保険年度	年齢*	払込保険料累計額 A	解約払戻金額 B	単純払戻率(B/A)	損金算入額	損金算入額累計	資産計上額累計
1	35歳	6,302,000	1,915,000	30.3%	3,151,000	3,151,000	3,151,000
2	36歳	12,604,000	8,000,500	63.4%	3,151,000	6,302,000	6,302,000
3	37歳	18,906,000	14,083,700	74.4%	3,151,000	9,453,000	9,453,000
4	38歳	25,208,000	20,159,600	79.9%	3,151,000	12,604,000	12,604,000
5	39歳	31,510,000	26,227,400	83.2%	3,151,000	15,755,000	15,755,000
6	40歳	37,812,000	32,286,700	85.3%	3,151,000	18,906,000	18,906,000
7	41歳	44,114,000	38,336,600	86.9%	3,151,000	22,057,000	22,057,000
8	42歳	50,416,000	44,377,200	88.0%	3,151,000	25,208,000	25,208,000
9	43歳	56,718,000	50,399,600	88.8%	3,151,000	28,359,000	28,359,000
10	44歳	63,020,000	56,404,600	89.5%	3,151,000	31,510,000	31,510,000
15	49歳	94,530,000	83,996,000	88.8%	3,151,000	47,265,000	47,265,000
20	54歳	126,040,000	110,754,600	87.8%	3,151,000	63,020,000	63,020,000
25	59歳	157,550,000	136,610,000	86.7%	3,151,000	78,775,000	78,775,000
30	64歳	189,060,000	161,565,400	85.4%	3,151,000	94,530,000	94,530,000

* 被保険者の満年齢 ※上記の解約払戻金額は、各保険年度の最終日(年単位の契約応当日前日)を基準に計算しています。

ご注意 税務に関する記載の内容につきましては2018年10月現在の税制に基づくものであり、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務、会計処理につきましては、所轄の税務署・税理士等の専門家へご相談ください。